

第9回高齢者保健福祉審議会（書面会議）における意見に関する報告及び回答について

委員のみなさまからご提出いただきましたご意見につきましては、下記のとおり報告及び回答いたします。

No.	資料番号	資料名	意見	回答
1	資料①	要介護認定者及び介護保険給付の現状について	(P.1,2) P.1 最下表、P.2(3)(4)表 長浜市の介護保険認定者の特徴として、80歳台、特に85歳台からの申請が多くなり、また、認知症については家庭内で対処困難になってから申請されているように伺えます。発症を遅くするという観点から考えると、早くに申請してサービスを利用していただきたいです。配偶者との死別が大きく健康度を低下させます。若い時の死別は立ち直りが早いですが、高齢になり支え合っている夫婦にとっての配偶者の死別は健康度に影響するという調査結果もあります。80歳台からの介護申請や認知症が悪化してからの申請の背景に、配偶者との死別があるかもしれません。この点を考慮して、地域のネットワークを強化する取組も必要ではないでしょうか？	貴重なご意見ありがとうございます。 ご意見等を参考にし、引き続き、地域包括支援センターや各種団体との連携を図りながら、地域のネットワークの強化を進めていきます。
2	資料①	要介護認定者及び介護保険給付の現状について	(P.1) 1.(1) 認定率 「調整」について、「物差しの統一」の必要性があるとの説明はある程度理解できますが、素数では正確さを欠くとの理由(=「調整」する意義)と調整の方法について詳しく説明を伺いたい。	第1号被保険者の性・年齢別人口構成が、どの地域も全国平均の1時点と同じになるよう調整することで、第1号被保険者の性・年齢別人口構成以外の要素の認定率への影響について、地域間・時系列で比較がしやすくなります。 調整方法は、対象自治体の性・年齢5歳階級別(計12区分)の要介護認定率に全国の同じ区分の第1号被保険者数を乗じた値の合計を、全国の性・年齢5歳階級別の第1号被保険者数で除して行います。
3	資料①	要介護認定者及び介護保険給付の現状について	(P.2) 1.(2) 認定者数(実績・推計) 令和3年度以降は推計値とのことですが、算出方法を知りたい。	コーホート推計の結果と厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報をもとに推計しました。推計値は第8期ゴールドプランながはま21において掲載した数値です。
4	資料①	要介護認定者及び介護保険給付の現状について	(P.3) 2.(1) ア認定者一人あたりの提供施設の状況 「全国・県平均を上回る整備となっている」という記載は、供給過多ということではないですか？	他地域と比較して、先行して整備が進んでおり、将来的な需要の増加に備えられていると認識しています。また、全国平均と比較しても平均以上ですが、数値が小数点以下での乖離で極端な状況ではないため供給過多とは認識していません。

No.	資料番号	資料名	意見	回答
5	資料①	要介護認定者及び介護保険給付の現状について	(P.3)2.(1)イ 施設等の定員数 「介護保険施設以外の有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅についても整備が進んでいる。」との説明の中に、「整備」の表現がありますが、計画的な設置意図をもって増数したものは「整備」と表現すると思いますが、意図的設置ではなく申請・許可で開設する有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅については、「増殖」との認識で対応すべきではないでしょうか。施設数は供給可能人員とのバランスをとりながら進めていくべきであって、単に「箱」が増えることがすなわち高齢者福祉の増進に寄与するとは到底考えられません。この「増殖」抑止に対する行政の厳正な対応を望みます。	サービス付き高齢者向け住宅については、「滋賀県高齢者居住安定確保計画」に供給の促進が記載され、住居の質を確保するための検査等の実施も併せて記載されております。 また、有料老人ホームについては、「滋賀県有料老人ホーム設置運営指導指針、要綱」等に則っており、どちらも高齢者福祉の増進に資するものとして、適正に許可され整備されていると認識しています。 本市も、指定権限の範囲内で、実地指導の機会をとらえ、高齢者福祉増進への寄与等の確認を行います。 なお、高齢者の住まい確保の観点から国もこれらの施設整備を推進しており、増えることを「増殖」との考え方を持つものではありません。
6	資料①	要介護認定者及び介護保険給付の現状について	(P.3) 介護老人保健施設が最近6年間(H28～R3)、増加していないのはなぜですか	ゴールドプランながはま21において、介護サービス利用者数等を推計する中で、在宅サービスと施設サービスの供給バランスが一定保たれていると判断したため施設の増加を見込みませんでした。
7	資料①	要介護認定者及び介護保険給付の現状について	(P.3) 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいることは、社会資源の選択肢が増えるという利点があります。しかし、実態は介護保険の自立支援にそぐわない過剰なサービスになっていないだろうか懸念をしているところがあります。再度、内部サービスでの適正化を精査してほしいものです。	国の通知に基づき、介護給付費適正化(ケアプラン点検)において、居宅介護支援事業所が「入居者のニーズを超えた過剰なサービス」を位置づけたプラン作成をしていないか、入居者の自立支援や重度化防止等につながっているかの観点から、今後、検証・点検を行ってまいります。
8	資料①	要介護認定者及び介護保険給付の現状について	(P.4)2.(1)ウ 特別養護老人ホーム待機・入退所状況 介護老人福祉施設の入所待機者が約600名となっています。複数の施設に申し込む方も多いと思いますが、これは実数でしょうか？	実数となっています。
9	資料①	要介護認定者及び介護保険給付の現状について	(P.4)2.(1)ウ 表下の※部分 「待機者＝滋賀県調。老人福祉施設入所者状況調査(R元以降調査なし)」とありますが、長浜市として調査をすべきと考えます。	第9期ゴールドプランながはま21の策定に向けて実施する調査の中で、調査項目を検討します。
10	資料①	要介護認定者及び介護保険給付の現状について	(P.4)2.(1)オ 通所系サービスの定員 「通所介護を中心に平均以上を整備済である」とありますが、供給過剰ということではないですか？	他地域と比較して先行して要介護認定率も伸びており、それに対応するの需要や、将来的な需要高まりを見込んで整備が進んでいる状況です。全国平均と比較しても平均以上ですが、数値が小数点以下での乖離で極端な状況ではないため供給過剰とは認識していません。
11	資料①	要介護認定者及び介護保険給付の現状について	(P.6)2.(5) 特別地域加算対象地域の状況 表の「上草野地区」以下の地区が特別地域加算対象地域となっているのですか。	ご意見のとおり、特別地域加算対象地域は「上草野地区、杉野地区、高時地区、片岡地区、丹生地区、塩津地区、永原地区」となっています。

No.	資料番号	資料名	意見	回答
12	資料①	要介護認定者及び介護保険給付の現状について	(P.7)3.(1)地域密着型サービスの整備 「整備に伴う介護人材の確保については、事業所に対して他事業所への影響が最小限となるように求めている」とありますが、どのような意味ですか？	介護職員の確保のため、地域の労働水準と需給バランスを崩すような求人を行うことのないよう求めているものです。
13	資料①	要介護認定者及び介護保険給付の現状について	(P.7)3.(1)地域密着型サービスの整備 表の「8 看護小規模多機能型居宅介護」は「Ⅰ事業所程度」整備するとありますが、整備事業にもかかわらず、Ⅰ事業所程度と記載されていることと整備のエビデンスについて、説明願います。	看護小規模多機能型通所介護は、第8期ゴールドプランにおきまして、住宅生活を支えるうえで効果的なサービスと認識しており、定員が少なくてもⅠ事業所となるため、定員の大小に対応するため「程度」としているものです。
14	資料①	要介護認定者及び介護保険給付の現状について	(P.7)3.(1)地域密着型サービスの整備 表の「9地域密着型通所介護」共生型については、周知が全く不足していると考えます。整備の必要が高い事業ととらえるのであれば、積極的周知策を講じるべきではないでしょうか。また、「療養通所介護」について、既に当法人が運営を行っていますが、全営業日において定員には達していません。その程度の需要の事業に更なる新規参入を促す意図を説明願います。	市ホームページで募集の告知を行っておりますが、事業所開設に意欲のある事業者には、募集への応募を積極的に働きかけてまいります。 療養通所介護につきましては、重度要介護者やがん末期の介護サービス提供事業所として、存在意義は高いものと認識しており、将来的な需要の高まりを見据えた介護サービスの充実の観点から募集を行っているものです。
15	資料①	要介護認定者及び介護保険給付の現状について	(P.7)3.(2)施設サービスの整備 短期入所施設の特別養護老人ホーム転換について、詳細な規定が現場に周知されているであろうか？ どのような手順を踏めば転換可能なのか開示されたい。	第9期ゴールドプランにおけるサービス量（見込み）と、転換の意向調査により判断します。
16	資料①	要介護認定者及び介護保険給付の現状について	(P.1～8) 人口減少と長寿社会の中で高齢者の比率はますます高くなり、要介護者数や保険給付額が増加していきます。介護に必要な施設や就労者、財源確保がたいへん心配です。	要介護者数、保険給付額等の推移を注視しつつ、介護に必要な施設や人材、また、その財源の確保に努めてまいります。
17	資料②	令和3年度第8期ゴールドプランながはま進捗状況	(P.9～22) 広範囲で膨大な施策項目で気が遠くなりそうなプランですが、実行に携わる組織の分担と協力体制の強化でPDCAのサイクルをうまく回して実りある成果を期待します。	計画の進行状況の進捗管理を通じて、高齢者施策のよりよい方針や展開方法等に関して継続的に検討を行い、事業推進に努めます。
18	資料②	令和3年度第8期ゴールドプランながはま進捗状況	(P.9) 介護予防・日常生活支援の担い手を育成する必要があります。研修会も行っていきたいと思います。	毎年、介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援サービスに従事する人を対象に、高齢者の心身の特性や認知症等の症状に沿った対応方法など、サービスの提供にあたって必要な知識や技術を習得いただくための研修を実施しています。今後も継続して実施してまいります。
19	資料②	令和3年度第8期ゴールドプランながはま進捗状況	(P.10) 老人クラブ活動では高齢化が進み、補助金の申請等の事務が大きな負担にもなっています。簡素化が必要です。	老人クラブ連合会と協議を行い、補助金実績報告に添付する収支決算書で計上する経費を補助金額の範囲のみに縮小する、あるいは実績報告書作成の相談会を実施する等を行い、事務負担の軽減を図っています。

No.	資料番号	資料名	意見	回答
20	資料②	令和3年度第8期 ゴールドプランな がはま進捗状況	(P.11) コロナ禍において今までどおりの研修開催等 が難しい状況にあると思いますが、医療・介 護・ケアマネジャーなどが参加できる研修の機 会は必要です。顔と顔がつながった方が何か と円滑に進むと思います。	切れ目ない医療提供体制の構築に向け、様々 な職種が参加する研修会の開催は円滑な連 携を推進するうえで必要です。感染予防に配 慮し、密を避けた研修や、オンラインでの研修 の充実を図り、多職種連携研修等による顔の 見える関係づくりを推進してまいります。
21	資料②	令和3年度第8期 ゴールドプランな がはま進捗状況	(P.13) 高齢者虐待対応各種会議 相談通報件数 95件に対して虐待件数83件 を認定するも、コア会議開催事案が68件と一 致しない理由は何ですか。	コア会議の件数についてはケース数で評価し ていますので、93件を見込んでいます。68件 は開催回数を記載したもののため、93件に訂 正します。コア会議件数には、前年度末頃に相 談通報があった事例を翌年度当初に開催す ることや、初回のコア会議で虐待の判断がで きず事実確認後に再度コア会議を開催した件 数が含まれています。評価会議についても開 催回数が53回であり、件数としてはコア会議 件数と同数の93件を見込んでいます。
22	資料②	令和3年度第8期 ゴールドプランな がはま進捗状況	(P.15) 在宅福祉サービス 生活管理指導短期宿泊事業とは何か、詳細 を教示願いたい。	市内に住所を有するおおむね65歳以上の方 で、身体上又は精神上的の障害、生活環境上の 課題等があるために日常生活を営むことに支 障がある方を、養護老人ホームに短期間入所 させることにより、生活習慣等の指導及び体 調の調整を行い、在宅生活の維持継続を図る ことを目的とする事業です。原則、要介護認定 申請を行った者のうち要介護認定を受けてい ない方を対象とします。
23	資料②	令和3年度第8期 ゴールドプランな がはま進捗状況	(P.17) 福祉・介護新規参入促進事業 「初任者研修支援」と「外国人介護職員養成 研修修了者支援事業(教材費・就職支援)」 の利用がなかった理由はどのように捉えてい ますか。	補助対象要件に該当する方が少なかったある いはいなかったという理由と制度の周知が対 象者まで届いていなかったという理由がある と捉えています。
24	資料②	令和3年度第8期 ゴールドプランな がはま進捗状況	(P.20) 介護認定審査会の円滑な運営 「審査会を书面会議で開催しました」とありま すが、迅速化を図る観点からも現在多方面で 常用化されたオンライン形式での開催に転換 すべきと考えます。	すべての委員にネット環境等が整っていないた め、オンラインでの審査会参加は難しいのが 現状です。
25	資料②	令和3年度第8期 ゴールドプランな がはま進捗状況	(P.20) 災害に対する備えと協力・連携 防砂訓練実施とあるが、どのような訓練です か。	防砂訓練→防災訓練の間違いです。訂正い たします。
26	資料③	令和3年度新規 事業実施報告	(P.23) I.訪問等介護サービス確保対策事業 事業の効果に「必要な訪問サービス等を確保 することができた」と記載されていますが、この 根拠は何ですか。	中山間地では新規の事業所参入は進んでお らず、地域外からのサービス提供も限られ、 サービス提供事業所数の減少が懸念される 中で、対象地域へのサービス提供事業所数を 維持できたことからこのように評価していま す。

No.	資料番号	資料名	意見	回答
27	資料③	令和3年度新規事業実施報告	(P.23～24) 2.福祉・介護人材確保対策事業 家賃補助事業について、上限1万円では相場に合っておらず、上限2万円程度の補助は必要ではないでしょうか。 また、周知について、介護職のコミュニティを活かした周知や養成機関への周知などが必要ではないでしょうか。	相場や現状を踏まえて、補助金額や金額要件等の見直しを検討していきます。 また、制度周知に向けて、周知先、方法等の検討を行います。
28	資料③	令和3年度新規事業実施報告	(P.23) 2.福祉・介護人材確保対策事業 就職フェアを訪れる求職者は少なく、現場は慢性的人材不足が続いています。効果として「介護人材の安定的な確保と定着に寄与できた」とありますが、根拠は何ですか。	就職フェア等の来場者が少ない等の状況から人材確保がいかに難しい状況にあるか実感しております。その中で潜在介護人材再就職支援事業補助金では見込7件に対し実績で7件の申請があるなど、介護人材の安定的な確保とは言えないまでも、一定の効果はあったと考えております。それだけで人材不足が解消できるものではございませんが、少しでも効果がある事業を検討してまいります。
29	資料③	令和3年度新規事業実施報告	(P.23) 2.福祉・介護人材確保対策事業 介護サービスの仕事は大変な仕事であり、福祉・介護人材確保のためには、手厚い支援が必要です。	福祉・介護人材確保に向けて、各関係機関と連携し、より効果のある支援策を検討していきます。
30	資料③	令和3年度新規事業実施報告	(P.24) 3.認知症カフェ支援事業 本人や家族が何らかの問題を抱え、その共有や解決を求めて集うのであれば、オブザーバーとして認知症通所介護や認知症ケア専門士等が同空間に居合わせるようにする等、専門職・専門事業所とのコラボ常態化が望ましいのではないのでしょうか。適切なアドバイスの実施や日ごろからの接触の促進で顔の見える付き合いが可能になると考えます。	認知症カフェは認知症のある人とその家族、地域の人、専門職等、誰もが気軽に参加できる場所であり、認知症について気軽に相談できる場所であるように支援しております。そのため、認知症の相談に対応できる専門知識を有する者が参加できるよう補助をしております。このような専門職と同じ空間で過ごし、気軽に相談ができ、安心して過ごせる場となるよう支援してまいります。
31	資料③	令和3年度新規事業実施報告	(P.24) 3.認知症カフェ支援事業 運営支援補助金に上限は必要ないのですか。	認知症カフェの開催1回あたり6,500円を補助します。
32	資料③	令和3年度新規事業実施報告	(P.25) 4.高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 フレイルはすでに要介護の前段階と言われています。フレイルを遅らせるためにもサルコペニアに取り組むべきです。	骨折や関節疾患の医療費が高いことから、筋力低下の予防は重要と考えております。健康教育のなかで、筋力を維持できるよう、活動量の向上やバランスのよい食事の摂取を進めてまいります。
33	資料③	令和3年度新規事業実施報告	(P.25) 4.高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 フレイルの早期発見は、生活課題の解決や社会参加につながり、放置すればフレイルから、サルコペニアやロコモティブシンドローム(運動器症候群)になることもあり、対象地域だけでなく、健康教育の実施に、市全体の取り組みがさらに必要だと思います。	ご指摘の通りです。健康教育という手法に限らず幅広い地域で啓発ができるよう、検討してまいります。

No.	資料番号	資料名	意見	回答
34	資料④	令和3年度高齢者保健福祉審議会の開催状況	(P.28) 地域密着型サービス運営委員会募集しているサービス及び募集数について、募集数が1事業所程度や数事業所程度とあるが、このような曖昧な表記でよいものでしょうか。また、各事業がなぜ、必要なのかについて説明してもらいたい。	介護サービスの募集数において、「程度」としているのは、定員の人数が少なくても「1か所」となるため定員の大小に対応するためです。 「数事業所」としているのは、事業所数の少ない介護サービスについて、整備数を限定せず募集しております。 整備数の必要性、根拠については、第8期ゴールドプランに記載しています。
35	資料④	令和3年度高齢者保健福祉審議会の開催状況	(P.28) 地域密着型サービス運営委員会 今回の看護小規模多機能型居宅介護事業所選定について、選定された看護小規模多機能型居宅介護事業所は、サービス付き高齢者向け住宅を手掛ける事業者が併設する形で事業展開する予定であり、これは単なる利用者の「囲い込み」に過ぎず、健全な地域福祉の増進より弊害の側面を多く持つことから、地域密着委員会の判断を残念に思います。審査する立場の行政ならびに委員会は事業の公益性について深部まで精査したうえで決定を下すべきであったと考えます。	地域密着型サービス運営委員会において、当該事業所が地域密着型サービスとして適切に運営されるよう、意見を付したうえで選定しており、応募者の事業提案について厳正な審査をいただけたと認識しています。また、事業所開設後の実地指導において、適切な運営が行われているか確認してまいります。
36	資料⑤	令和4年度の取組	(P.31)(2)予算額 表の歳入「繰入金」は、どの会計項目からの移動ですか。	一般会計からの繰入金です。
37	資料⑥	令和4年度新規事業	(P.33)Ⅰ.認知症高齢者おでかけあんしん保険事業 保険事業の対象者はSOSほんわかネットワークに登録していないと対象にならないのですか。	認知症のある高齢者等が行方不明になった場合の早期発見による安全の確保及び家族等の支援を進めるうえからもSOSほんわかネットワークへの登録を推進してまいります。
38	資料⑥	令和4年度新規事業	(P.33)Ⅰ.認知症高齢者おでかけあんしん保険事業 どのような時に支給され、補償金額がいくらになるのか等、詳細を示されたい。	認知症のある人が日常生活における偶発的な事故により、他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合で、例えば、踏切や線路に誤って立ち入り列車の運行を遅延させてしまった場合などです。補償の対象は事故後の調査により保険会社が判断されることになります。 補償の内容は賠償責任保険上限額1億円を予定しています。
39	資料⑥	令和4年度新規事業	(P.33)Ⅰ.認知症高齢者おでかけあんしん保険事業 認知症の早期発見により発症を遅らせるような対策も必要だと思います。	認知症の相談先である地域包括支援センターの周知に努め、認知症について早期に相談でき、医療等の必要な支援につながるように取り組んでまいります。
40	資料⑥	令和4年度新規事業	(P.33)Ⅰ.認知症高齢者おでかけあんしん保険事業 介護してもらう人も介護する家族にとっても不安が少なくなり、ありがたいと思います。	認知症高齢者等おでかけあんしん保険事業を広く市民に周知して、認知症のある人やその家族の行動範囲が広がり、積極的に社会参加することができるように取り組んでまいります。

No.	資料番号	資料名	意見	回答
41	資料⑥	令和4年度新規事業	(P.34) 3.地域ケア事業 「特に配偶者をなくした高齢者の配慮」を明記してもいいのではないのでしょうか。	ひとり暮らしの高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、生活環境の変化にも配慮しながら地域包括支援センター等関係機関との連携を強化し、地域ケア事業に取り組んでまいります。
42	資料⑥	令和4年度新規事業	(P.34) 3.地域ケア事業 見守り配食支援事業の予算額7,290千円であれば、週5日、毎日100人が利用したとして、単価303円程度の食事を配達コスト込みで提供することになりますが、これを実施可能とする業者をどのように選定したのでしょうか。	業者への委託により実施しています。委託費用は、安否確認に要する経費として、1食あたり270円を市が負担しています。業者や注文されるメニューにより金額は異なりますが、食材や調理費用等は利用者の自己負担となります。なお、業者の選定につきましては、毎年度、ホームページや報道機関への情報提供を通じて公募し、応募された業者について、実施体制、取組姿勢、提供メニュー等から総合的に審査しています。
43	資料⑥	令和4年度新規事業	(P.35) 4.避難支援・見守り支援あい事業 個別避難計画の作成に、「所定の経費」とありますが、何を指しますか。	個別避難計画の作成に関わっていただいた自治会や福祉専門職等に支払う作成経費を指しています。
44	資料⑥	令和4年度新規事業	(P.35) 4.避難支援・見守り支援あい事業 災害時に支援を必要とする「要配慮者」を地域で支え合う関係性の大切さをコロナ禍で改めて知りました。再び築き直すため、自治会組織が主体となって避難支援体制を作っていくことが大切で、市は後押しする制度が必要です。この事業は災害時のみならず、日常の暮らしやすさに繋がり、自分自身の将来の事だと自治会の意識改革を促すものだと思います。	避難支援・見守り支援あい事業を通じて、身近な自治会組織の中で、日ごろの見守りができる支えあいの関係性が築かれ、災害時の支援体制づくりとスムーズな避難行動につながることを期待しています。
45	資料⑥	令和4年度新規事業	(P.36) 5.福祉・介護人材確保対策事業 介護福祉事業所就職PR動画作成支援事業補助金について、公募時期・応募要件を示されたい。	公募開始時期は令和4年4月です。 補助対象は長浜市内に主たる福祉事業所を有し、現に事業を営んでいる者が作成する以下の要件を満たす動画です。 (1) 人材採用を目的とするものであること。 (2) 短時間で視聴できるような構成となるもの (3) 自社ホームページや動画サイト等、インターネット上に掲載するものであること。 (4) 公序良俗に反するもの又は営業、政治若しくは宗教を目的としたものでないこと。
46	資料⑥	令和4年度新規事業	(P.36) 5.福祉・介護人材確保対策事業 予算額について、①～④のいずれかで上限に達したら終了ですか。	予算額について、①は600千円(4事業所分)が上限です。②～④は1,600千円で、いずれかで上限に達したら終了となります。
47	資料⑥	令和4年度新規事業	(P.37) 6.高齢者エアコン設置事業補助金 反対でないことを申し添えます。 ただし、高齢者がエアコンを使用しないのは、「使い方がわからない」「電気代がもったいない」なども背景にあります。また、部屋を涼しくすると、そこから動かなくなることも考えられます。従って、「みんなが集まりやすい場」「みんなが出かけたくなるような場のエアコン」なども考慮してはどうかと考えます。	高齢者の日常生活の場である自宅で安心して過ごせるよう生活環境の整備を目的としています。みんなが集まりやすい地域の活動の場等の整備については、他の補助制度の活用も含め、考慮してまいります。

No.	資料番号	資料名	意見	回答
48	資料⑥	令和4年度新規事業	(P33～37) あるアンケートで、高齢者支援で困っている、心配していることとして次のような意見があった。そういった声を生かす支援が必要だと思えます。 ○自分や家族が認知症になったとき、ケアや介護を不安に思っている ○デジタル化への不安を感じる	ご本人や家族の不安や悩み、困りごとが地域の関係者や地域包括支援センターへ早期に寄せられ、医療や介護等の支援に繋がるよう相談窓口の周知に努めます。また、認知症や介護についてまとめたパンフレット等による説明の機会を増やすなど、認知症へ不安の軽減に努めます。 デジタル化への不安に対しては新規事業であるスマートフォン講座は、高齢者の方がデジタル機器（スマートフォン）に接する機会を設け、実際にアプリを活用してもらえよう開催するものです。多くの方に参加していただき、日常生活の不安解消に役立ててもらえるよう事業の周知を図ります。
49	資料⑦	「第9期ゴールドプランながはま21」策定スケジュール(案)	(P.39) 新市政誕生に伴う新規構想等を課題とする議論が必要ではないかと思えます。	新年度より第9期ゴールドプランながはま21の策定に着手しますので、この中でアンケート調査や関係機関との協議等を通じ、市民のみなさんの意見や地域の状況を把握しながら、必要な施策に反映させてまいります。